議案第四七号

専決处分事項の報告について

通)に対する起候に対する起候に 一項の規定により別紙専決処分書のとおり専決したので、同各第三項 緊急執行を要した現年発生単独災害後旧事業へ農地、農業用施設、林 ついては、 地方自治清第百七十九条第

規定によって報告し承認を求める。

的和三十七年八月十八 日提出

輔 IJŢ 拔 出

年八月十一日承認

決 处 分 書

起債 7

左記のとおり起債するものとする

产品

起債金額 金参百参拾万円也 現年発生単独災害後旧事業費で完当するため人機機構通

率 年老割以内

利

起債目的

借入先 大歲省資金運用部

昭和三十六年度

借入期日は借入先と飲定するものとする 秋次又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を選年

度に繰起して借入れることができる。

借入先の貸付条件による

但し戦攻の都合により緑上價還をし、又は價還年限を し若しくは低利債に借換えることができる。

The second of th

右地方自治法第百七十九条第一項の規定により事決する

昭和三十七年三月三十一日

= 朝 Ðj 扱 土

雅 C